

10月から
消費税・
地方消費税は

10%へ

事業者の皆さん、
軽減税率制度の準備はお済みですか？

消費税・地方消費税についての 大切なお知らせです

ご存じですか？「地方消費税」とその役割

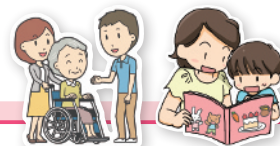
私たちが一般に「消費税」と言っているのは、消費税（国税）と
地方消費税（都道府県税）を合計したものです。
また、地方消費税収入の2分の1は、市町村に交付されています。

2019年10月から、消費税率（消費税率+地方消費税率）は、
次のように上げられます。

引上げ分は、

ひとりひとりのために

引上げ分の地方消費税収入は、
全て、子育てや医療・介護など、
地域における社会保障のために
使われます。



現行 **8%**
消費税 6.3%
地方消費税 1.7%

10月
から **10%**
消費税 7.8%
地方消費税 2.2%

引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、
軽減税率（8%）が適用されます。軽減税率の対象となる飲食料品の範囲は以下のとおりです。



事業者の皆さん！

軽減税率制度は、対象品目の取扱い（販売）の無い
事業者の方を含め全ての事業者の方に関係があります！

10月1日からは…

対象品目の売上げ・仕入れの
両方がある課税事業者



売上げや仕入れについて、取引ごとの税率
により区分経理を行うことや、区分記載請
求書等を交付する必要があります。



どちらも、消費税の仕
入税額控除の適用を
受けるためには、区分
記載請求書等及び帳
簿の保存が必要です。

対象品目の売上げがなくとも、
対象品目の仕入れ（経費）がある課税事業者



仕入れ（経費）について、取引ごとの税率
により区分経理を行う等の対応が必要とな
ります。



免税事業者



課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等の
ため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

- ・ 請求書や帳簿などの記載のルールが変わります。
 - ・ 軽減税率制度に対応したレジの導入等に対する支援があります。
- 詳細は裏面をご覧ください。

新しい記載ルールに則った帳簿・請求書等の記載が必要です

区分記載請求書等保存方式(※)

2019年10月1日以降、帳簿や請求書には、これまでの記載事項に加え、
帳簿には「**軽減税率の対象品目である旨**」の、
請求書等には「**軽減税率の対象品目である旨**」及び
「**税率ごとに区分して合計した税込対価の額**」の
記載が必要になります。

※2023年10月1日以降は、「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入され、区分記載請求書等の保存に代えて、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。なお、適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)が発行できます。

例えば帳簿については次のような記載が必要です。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行なった年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減税率の対象品目である旨(※))
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳(仕入)				
××年 月 日	摘要		税 区 分	借方 (円)
11 30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11 30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②	①	③		④

※上記の例では、「税区分」欄に8%と記載することにより、「軽減税率の対象品目である旨」を表記しています。

軽減税率対応には、国の支援があります

☒ まずはチェック!

- ☐ 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- ☐ 2019年9月30日までに導入・改修に関する契約等の手続きを完了し、12月16日までに設置・支払い・補助金申請を完了する。

「軽減税率対応レジ」の導入等支援の概要

対象者 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率 原則 3/4 (3万円未満のレジ購入の場合、4/5補助)

補助上限 1台あたり20万円(※)、券売機1台あたり20万円

※商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円。

完了期限 2019年9月30日まで(契約等の手続き)、12月16日まで(設置・支払い・補助金申請)



消費税の円滑かつ適正な転嫁について、ご存じですか?

消費税は、転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定している税です。消費税の円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。なお、政府において事業者の皆さんに値付けなどの参考にいただけるよう、「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」を公表しています。

転嫁対策の概要や
ガイドラインのURLは → <https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

より詳しく知りたい方は…

軽減税率制度に 関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター

0120-205-553
0570-030-456

※国税庁の設置する回線です。

受付時間: 9時~17時(土日祝除く)
(令和元年10月は土日祝も受付)

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください



レジ補助金に 関するご相談は

軽減税率対策補助金事務局

0120-398-111
0570-081-222

※独立行政法人中小企業基盤整備機構の設置する回線です。

受付時間: 9時~17時(土日祝除く)
(令和元年10月は土日祝も受付)

軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください



転嫁、広告・宣伝、 価格表示、 便乗値上げ等 に関するご相談は

消費税価格転嫁等
総合相談センター

0120-200-040
0570-200-123

※内閣府消費税価格転嫁等相談対応室の設置する回線です。

受付時間:
9時~17時(土日祝除く)
(令和元年10月は土日祝も受付)



総務省・都道府県・市区町村